

○ 認定寄附金一覧

個人市民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金の一覧です。

※令和7年9月4日現在

告示年月日	控除対象寄附金	法人又は団体の所在地	寄附金の使途	寄附金税額控除の対象となる期間
平成21年1月8日	更生保護法人京都府更生保護協会に対する寄附金	京都市上京区烏丸通今出川上る岡松町255番地の4	当該法人の主たる目的である業務	平成20年1月1日以後
平成21年1月22日	学校法人京都外国語大学に対する寄附金	京都市右京区西院笠目町6番地		
	学校法人龍谷大学に対する寄附金	京都市伏見区深草塚本町67番地		
	学校法人立命館に対する寄附金	京都市中京区西ノ京東梅尾町8番地		
平成21年3月19日	国立大学法人京都教育大学に対する寄附金	京都市伏見区深草藤森町1番地	当該法人の主たる目的である業務	平成21年1月1日以後
	公益財団法人京都府暴力追放運動推進センターに対する寄附金	京都市上京区下立売通衣棚西入東立売町199番地の6		
平成21年4月17日	特定非営利活動法人きょうとグリーンファンドに対する寄附金	京都市下京区五条高倉角堺町21番地 事務機のウエダビル206		
	国立大学法人京都大学に対する寄附金	京都市左京区吉田本町36番地1	当該法人の主たる目的である業務	
	学校法人両洋学園に対する寄附金	京都市中京区壬生上大竹町13番地		
	学校法人同志社に対する寄附金	京都市上京区今出川通烏丸東入玄武町601番地		

告示年月日	控除対象寄附金	法人又は団体の所在地	寄附金の使途	寄附金税額控除の対象となる期間
平成 21 年 9 月 4 日	公益財団法人京都地域創造基金 に対する寄附金	京都市伏見区深草越後屋敷町 4 0 - 1 - 1 階	当該法人の主たる 目的である業務	平成 21 年 8 月 7 日以後
平成 21 年 10 月 8 日	学校法人京都女子学園に対する 寄附金	京都市東山区今熊野北日吉町 3 5 番 地	当該法人の主たる 目的である業務	平成 21 年 1 月 1 日以後
	学校法人佛教教育学園に対する 寄附金	京都市北区紫野北花ノ坊町 9 6 番地		
平成 21 年 11 月 4 日	学校法人花園学園に対する寄附 金	京都市中京区西ノ京壺ノ内町 8 番地 の 1		
平成 21 年 12 月 21 日	公益社団法人京都モデルフォレ スト協会に対する寄附金	京都市中京区西ノ京樋ノ口町 1 2 3 京都府林業会館 3 階	当該法人の主たる 目的である業務	平成 21 年 11 月 2 日以後
	学校法人ヴィアトール学園に対 する寄附金	京都市北区小松原南町 3 3 番地	当該法人の主たる 目的である業務	平成 21 年 1 月 1 日以後
平成 22 年 1 月 8 日	学校法人光華女子学園に対する 寄附金	京都市右京区西京極野田町 3 9 番地		
平成 22 年 2 月 24 日	学校法人永守学園に対する寄附 金	京都市右京区山ノ内五反田町 1 8	当該法人の主たる 目的である業務	平成 22 年 1 月 1 日以後
平成 22 年 4 月 16 日	社会福祉法人京都市社会福祉協 議会に対する寄附金	京都市下京区西木屋町通上ノ口上る 梅湊町 8 3 番地の 1		
平成 22 年 5 月 18 日	学校法人大覚寺学園に対する寄 附金	京都市右京区嵯峨五島町 1 番地		
平成 22 年 5 月 28 日	学校法人京都産業大学に対する 寄附金	京都市北区上賀茂本山		

告示年月日	控除対象寄附金	法人又は団体の所在地	寄附金の使途	寄附金税額控除の対象となる期間
平成 22 年 6 月 11 日	社会福祉法人京都市中京区社会福祉協議会に対する寄附金	京都市中京区大宮通御池下る三坊大宮町 1 2 1 番地の 2	当該法人の主たる目的である業務	平成 22 年 1 月 1 日以後
平成 22 年 6 月 24 日	社会福祉法人京都市北区社会福祉協議会に対する寄附金	京都市北区小山上総町 3 番地		
平成 22 年 7 月 8 日	社会福祉法人京都ライトハウスに対する寄附金	京都市北区紫野花ノ坊町 1 1 番地		
平成 22 年 7 月 27 日	社会福祉法人京都市右京区社会福祉協議会に対する寄附金	京都市右京区太秦下刑部町 1 2 番地		
平成 22 年 8 月 2 日	国立大学法人京都工芸繊維大学に対する寄附金	京都市左京区松ヶ崎橋上町 1 番地		
平成 22 年 8 月 18 日	社会福祉法人京都市西京区社会福祉協議会に対する寄附金	京都市西京区上桂森下町 2 5 番地 1		
平成 22 年 9 月 13 日	公益財団法人京都新聞社会福祉事業団に対する寄附金	京都市中京区烏丸通夷川上る京都新聞社内	当該法人の主たる目的である業務	平成 22 年 7 月 1 日以後
平成 22 年 10 月 25 日	学校法人京都精華大学に対する寄附金	京都市左京区岩倉木野町 1 3 7 番地	当該法人の主たる目的である業務	平成 22 年 1 月 1 日以後
平成 22 年 11 月 2 日	社会福祉法人京都市左京区社会福祉協議会に対する寄附金	京都市左京区高野西開町 5 番地 京都市左京合同福祉センター内		
平成 22 年 11 月 4 日	社会福祉法人京都市上京区社会福祉協議会に対する寄附金	京都市上京区今出川通室町西入堀出シ町 2 8 5 番地		
平成 22 年 12 月 13 日	社会福祉法人京都市山科区社会福祉協議会に対する寄附金	京都市山科区西野大手先町 2 番地の 1		

告示年月日	控除対象寄附金	法人又は団体の所在地	寄附金の使途	寄附金税額控除の対象となる期間
平成 22 年 12 月 14 日	社会福祉法人京都市南区社会福祉協議会に対する寄附金	京都市南区西九条南田町 1 番地の 2	当該法人の主たる目的である業務	平成 22 年 1 月 1 日以後
平成 22 年 12 月 16 日	社会福祉法人京都市東山区社会福祉協議会に対する寄附金	京都市東山区五条通大和大路東入五丁目梅林町 5 7 6 番地の 5		
平成 22 年 12 月 17 日	社会福祉法人京都市下京区社会福祉協議会に対する寄附金	京都市下京区花屋町通室町西入乾町 2 9 2 番地		
平成 23 年 2 月 1 日	公益社団法人日本国際民間協力会に対する寄附金	京都市中京区六角通新町西入西六角町 1 0 1 番地	当該法人の主たる目的である業務	平成 22 年 8 月 2 日以後
平成 23 年 7 月 8 日	学校法人平安女学院に対する寄附金	京都市上京区室町通樺木町上る武衛陣町 2 2 1 番地	当該法人の主たる目的である業務	平成 23 年 1 月 1 日以後
平成 23 年 7 月 11 日	公益財団法人京都市文化観光資源保護財団に対する寄附金	京都市東山区三条通大橋東二丁目 7 3 番地 2 京都三条大橋ビル 3 階	当該法人の主たる目的である業務	平成 23 年 4 月 1 日以後
平成 23 年 7 月 28 日	社会福祉法人京都市伏見区社会福祉協議会に対する寄附金	京都市伏見区紙子屋町 5 4 4 番地	当該法人の主たる目的である業務	平成 23 年 1 月 1 日以後
平成 23 年 12 月 1 日	公益財団法人在日コリアン支援会に対する寄附金	京都市中京区壬生仙念町 1 4 番地	当該法人の主たる目的である業務	平成 23 年 3 月 1 日以後
平成 24 年 4 月 16 日	地方独立行政法人京都市立病院機構に対する寄附金	京都市中京区壬生東高田町 1 番地の 2	当該法人の主たる目的である業務	平成 24 年 1 月 1 日以後
平成 24 年 4 月 26 日	特定非営利活動法人京都藝際交流協会に対する寄附金	京都市東山区三条通東大路東入今小路町 8 1 番地 1 F	当該法人の主たる目的である業務	平成 24 年 1 月 1 日 ～平成 28 年 11 月 30 日
平成 24 年 5 月 15 日	公立大学法人京都市立芸術大学に対する寄附金	京都市下京区下之町 5 7 番地の 1	当該法人の主たる目的である業務	平成 24 年 4 月 1 日以後

告示年月日	控除対象寄附金	法人又は団体の所在地	寄附金の使途	寄附金税額控除の対象となる期間
平成 24 年 5 月 21 日	学校法人真宗大谷学園に対する寄附金	京都市下京区烏丸通七条上る常葉町真宗大谷派宗務所内	当該法人の主たる目的である業務	平成 24 年 1 月 1 日以後
平成 24 年 9 月 10 日	社会福祉法人洛和福祉会に対する寄附金	京都市伏見区桃山町大島 3 8 - 5 2 8		
平成 24 年 12 月 27 日	特定非営利活動法人日本文字文化機構に対する寄附金	京都市右京区常盤下田町 2 0 番地 グランドパレスもと庄屋 2 0 9 号	当該法人の主たる目的である業務	平成 24 年 1 月 1 日 ～平成 28 年 5 月 14 日
平成 25 年 1 月 10 日	特定非営利活動法人気候ネットワークに対する寄附金	京都市中京区帯屋町 5 7 4 番地	当該法人の主たる目的である業務	平成 24 年 11 月 28 日以後
平成 25 年 2 月 13 日	公益財団法人京都市芸術文化協会に対する寄附金	京都市中京区室町通蛸薬師下る山伏山町 5 4 6 番地の 2 京都芸術センター内	当該法人の主たる目的である業務	平成 25 年 1 月 1 日以後
平成 25 年 3 月 19 日	公益社団法人京都保健会に対する寄附金	京都市右京区太秦棚森町 1 8 番地 1 3 京医協ビル 2 階		
平成 25 年 7 月 18 日	公益財団法人京都市スポーツ協会に対する寄附金	京都市右京区西京極新明町 1 番地	当該法人の主たる目的である業務	平成 25 年 4 月 1 日以後
平成 25 年 8 月 2 日	公益財団法人京都日本語教育センターに対する寄附金	京都市上京区一条通新町東入東日野殿町 3 9 4 番地の 2	当該法人の主たる目的である業務	平成 25 年 1 月 1 日以後
平成 25 年 9 月 6 日	公益社団法人京都犯罪被害者支援センターに対する寄附金	京都市上京区衣棚通出水上る御霊町 6 3 番地交通安全会館 2 階		
平成 26 年 1 月 21 日	公益財団法人朝田教育財団に対する寄附金	京都市左京区浄土寺西田町 2 番地	当該法人の主たる目的である業務	平成 25 年 4 月 1 日以後

告示年月日	控除対象寄附金	法人又は団体の所在地	寄附金の使途	寄附金税額控除の対象となる期間
平成 26 年 3 月 24 日	N P O 法人田中セツ子京都結婚塾に対する寄附金	京都市南区東九条西山王町 1 1 番地	当該法人の主たる目的である業務	平成 26 年 2 月 10 日 ～平成 27 年 7 月 14 日
平成 26 年 6 月 3 日	公益財団法人京都市景観・まちづくりセンターに対する寄附金	京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町 8 3 番地の 1 京都市景観・まちづくりセンター内	当該法人の主たる目的である業務	平成 26 年 1 月 1 日以後
平成 26 年 7 月 14 日	特定非営利活動法人テラ・ルネッサンスに対する寄附金	京都市下京区五条高倉角堺町 2 1 番地 Jimukinoueda bldg. 403 号室	当該法人の主たる目的である業務	平成 26 年 5 月 30 日以後
平成 26 年 9 月 12 日	公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団に対する寄附金	京都市左京区下鴨半木町 1 - 2 6	当該法人の主たる目的である業務	平成 26 年 1 月 1 日以後
平成 26 年 10 月 1 日	地方独立行政法人京都市産業技術研究所に対する寄附金	京都市下京区中堂寺栗田町 9 1	当該法人の主たる目的である業務	平成 26 年 4 月 1 日以後
平成 26 年 10 月 24 日	公益財団法人京都国際学生の家に対する寄附金	京都市左京区聖護院東町 1 0 番地	当該法人の主たる目的である業務	平成 26 年 4 月 1 日以後
平成 26 年 11 月 14 日	社会福祉法人京都光彩の会に対する寄附金	京都市中京区壬生東高田町 1 番地の 2 0	当該法人の主たる目的である業務	平成 26 年 1 月 1 日以後
	独立行政法人国立病院機構に対する寄附金	東京都目黒区東が丘二丁目 5 番 2 1 号 【京都市内の事務所所在地】 京都市伏見区深草向畑町 1 - 1 (京都医療センター) 京都市右京区鳴滝音戸山町 8 (宇多野病院)	当該法人の主たる目的である業務 (京都市の区域外における業務を除く。)	

告示年月日	控除対象寄附金	法人又は団体の所在地	寄附金の使途	寄附金税額控除の対象となる期間
平成 26 年 12 月 9 日	公益財団法人日本ライフ協会に対する寄附金	東京都港区芝四丁目 1 1 番 3 号 芝フロントビル 3 階	当該法人の主たる目的である業務（京都市の区域外における業務に充てるための費用を除く）	平成 26 年 1 月 1 日 ～平成 28 年 3 月 17 日
	公益社団法人京都デザイン協会に対する寄附金	京都市中京区塩屋町 3 9	当該法人の主たる目的である業務	平成 26 年 1 月 1 日以後
	公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所に対する寄附金	京都市上京区今出川通大宮東入元伊佐町 2 6 5 番地の 1	当該法人の主たる目的である業務	
平成 26 年 12 月 22 日	公益財団法人有斐斎弘道館に対する寄附金	京都市上京区上長者町通新町東入元土御門町 5 2 4 番地 1	当該法人の主たる目的である業務	平成 26 年 1 月 1 日以後
	学校法人洛和学園に対する寄附金	京都市山科区小山北溝町 2 番地 2	当該法人の主たる目的である業務	平成 26 年 4 月 1 日以後
	学校法人京都光楠学園に対する寄附金	京都市右京区花園寺ノ中町 8 番地	当該法人の主たる目的である業務	平成 26 年 4 月 1 日 ～令和 3 年 3 月 31 日
平成 27 年 2 月 12 日	特定非営利活動法人子どもの心理療法支援会に対する寄附金	京都市中京区東洞院通御池下る笹屋町 4 4 4 番地初音館 3 0 2 号	当該法人の主たる目的である業務	平成 26 年 3 月 25 日以後
平成 27 年 3 月 18 日	特定非営利活動法人芝生スクール京都に対する寄附金	京都市東山区大和大路通三条下る東入若松町 3 9 3 元有済小学校内	当該法人の主たる目的である業務	平成 27 年 2 月 12 日以後
平成 27 年 5 月 15 日	特定非営利活動法人「歩くまち・京都」フォーラムに対する寄附金	京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 4 8 8 番地 京都市都市計画局歩くまち京都推進室内	当該法人の主たる目的である業務	平成 27 年 4 月 1 日 ～令和 5 年 5 月 29 日

告示年月日	控除対象寄附金	法人又は団体の所在地	寄附金の使途	寄附金税額控除の対象となる期間
平成 27 年 8 月 5 日	学校法人裏千家学園に対する寄附金	京都市上京区小川通寺之内上る本法寺前町 6 5 1 番地	当該法人の主たる目的である業務	平成 27 年 1 月 1 日以後
平成 27 年 8 月 25 日	公益社団法人京都市身体障害者団体連合会に対する寄附金	京都市中京区壬生坊城町 1 9 番地の 4	当該法人の主たる目的である業務	
平成 27 年 10 月 21 日	社会福祉法人樹々福祉会に対する寄附金	京都市左京区吉田泉殿町 6 の 1	当該法人の主たる目的である業務	平成 27 年 1 月 1 日以後
平成 27 年 12 月 15 日	公益社団法人ビタミン・バイオフィクター協会に対する寄附金	京都市左京区吉田牛ノ宮町 4 番地 日本イタリア会館 3 階	当該法人の主たる目的である業務	平成 27 年 1 月 1 日以後
	公益財団法人京都踏水会に対する寄附金	京都市左京区聖護院蓮華蔵町 3 3 番地の 5	当該法人の主たる目的である業務	
	学校法人燈影学園に対する寄附金	京都市山科区四ノ宮柳山町 2 9 番地 1 3	当該法人の主たる目的である業務	平成 27 年 8 月 19 日 ～令和 5 年 12 月 4 日
	特定非営利活動法人アジア太平洋心臓病学会に対する寄附金	京都市左京区下賀茂森本町 1 5 番地 財団法人生産開発科学研究所内	当該法人の主たる目的である業務	平成 27 年 7 月 16 日 ～平成 30 年 7 月 15 日
平成 28 年 3 月 9 日	認定特定非営利活動法人日本心血管協会に対する寄附金	京都市伏見区深草枯木町 1 5 番地 ルミエール藤ノ森 4 0 7	当該法人の主たる目的である業務	平成 28 年 1 月 1 日以後
平成 28 年 5 月 17 日	特定非営利活動法人京滋骨を守る会に対する寄附金	京都市東山区今熊野北日吉町 3 5 番地	当該法人の主たる目的である業務	平成 28 年 3 月 29 日以後

告示年月日	控除対象寄附金	法人又は団体の所在地	寄附金の使途	寄附金税額控除の対象となる期間
平成 28 年 9 月 8 日	特定非営利活動法人グローバル人材開発センターに対する寄附金	京都市上京区甲斐守町 9 7 番地 西陣産業創造会館 2 階	当該法人の主たる目的である業務	平成 28 年 4 月 1 日以後
	京都府公立大学法人に対する寄附金	京都市上京区河原町通広小路上る梶井町 4 6 5 番地	当該法人の主たる目的である業務	平成 28 年 1 月 1 日以後
平成 28 年 12 月 20 日	特定非営利活動法人アクセス―共生社会をめざす地球市民の会に対する寄附金	京都市伏見区深草西浦町八丁目 8 5 番 4	当該法人の主たる目的である業務	平成 28 年 8 月 10 日以後
	認定特定非営利活動法人 R e b o r n に対する寄附金	滋賀県大津市打出浜 1 3 - 2 2 レジエイド大津ラグゼ 1 F	当該法人の主たる目的である業務	平成 28 年 8 月 19 日以後
平成 29 年 3 月 10 日	公益社団法人京都市身体障害児者父母の会連合会に対する寄附金	京都市右京区西京極葛野町 2 番地	当該法人の主たる目的である業務	平成 29 年 1 月 1 日以後
平成 29 年 3 月 16 日	特定非営利活動法人量子化学研究協会に対する寄附金	京都市伏見区桃山町三河 5 8 番地の 8	当該法人の主たる目的である業務	平成 28 年 3 月 24 日以後
平成 29 年 4 月 4 日	特定非営利活動法人音楽への道 C E M に対する寄附金	京都市下京区富永町 3 5 8 番地 ライオンズマンション京都河原町 1 1 4 号室	当該法人の主たる目的である業務	平成 29 年 1 月 1 日以後
平成 29 年 5 月 17 日	社会福祉法人あだち福祉会に対する寄附金	京都市中京区柳馬場通二条下る等持寺町 1 5 番地	当該法人の主たる目的である業務	平成 29 年 1 月 1 日以後
平成 29 年 9 月 22 日	社会福祉法人京都福祉サービス協会に対する寄附金	京都市中京区壬生御所ノ内町 3 9 番 5	当該法人の主たる目的である業務	平成 29 年 1 月 1 日以後
平成 29 年 10 月 3 日	公益社団法人認知症の人と家族の会に対する寄附金	京都市上京区葎屋町通一条上ル晴明町 8 1 1 番地 3 (1 9 1 9 岡部)	当該法人の主たる目的である業務	平成 29 年 1 月 1 日以後

告示年月日	控除対象寄附金	法人又は団体の所在地	寄附金の使途	寄附金税額控除の対象となる期間
平成 29 年 12 月 13 日	公益社団法人京都市保育園連盟に対する寄附金	京都市中京区間之町通竹屋町下る楠町 6 0 1 番地の 1	当該法人の主たる目的である業務	平成 29 年 1 月 1 日以後
平成 31 年 1 月 15 日	特定非営利活動法人京都チャイルド・トラストに対する寄附金	京都市南区唐橋平垣町 6 8 番地の 9 島岡医院内	当該法人の主たる目的である業務	平成 29 年 7 月 1 日 ～平成 30 年 9 月 24 日
平成 30 年 1 月 19 日	特定非営利活動法人暖に対する寄附金	京都市南区東九条南烏丸町 1 0 番地	当該法人の主たる目的である業務	平成 29 年 1 月 1 日 ～平成 30 年 12 月 20 日
平成 30 年 4 月 26 日	特定非営利活動法人京都文化企画室に対する寄附金	京都市左京区浄土寺小山町 1 番地 1 0	当該法人の主たる目的である業務	平成 30 年 1 月 1 日 ～令和 4 年 11 月 30 日
平成 30 年 6 月 5 日	特定非営利法人京都運動器障害予防研究会に対する寄附金	京都市西京区桂西滝川町 5 2 番地	当該法人の主たる目的である業務	平成 30 年 4 月 1 日 ～令和 3 年 3 月 31 日
平成 30 年 8 月 7 日	特定非営利活動法人上賀茂神経リハビリテーション教育研究センターに対する寄附金	京都市北区上賀茂西河原町 1 番地の 1	当該法人の主たる目的である業務	平成 30 年 5 月 1 日 ～令和 5 年 4 月 30 日
平成 30 年 10 月 31 日	NPO 法人日本車いすフェンシング協会に対する寄附金	京都市左京区下鴨高木町 2 3 番地	当該法人の主たる目的である業務	平成 30 年 4 月 1 日 ～令和 3 年 3 月 31 日
平成 30 年 11 月 29 日	公益財団法人ワールドマスターズゲームズ 2021 関西組織委員会に対する寄附金	大阪市北区中之島 6-2-27	当該法人の主たる目的である業務	平成 30 年 7 月 1 日 ～令和 4 年 12 月 31 日
平成 30 年 12 月 14 日	学校法人紫野キリスト教学園に対する寄附金	京都市北区紫竹下高才町 1 番地	当該法人の主たる目的である業務	平成 30 年 1 月 1 日 ～令和 4 年 12 月 24 日
平成 31 年 1 月 18 日	公益財団法人京都市国際交流協会に対する寄附金	京都市左京区栗田口鳥居町 2 番地の 1 京都市国際交流会館内	当該法人の主たる目的である業務	平成 30 年 1 月 1 日以後

告示年月日	控除対象寄附金	法人又は団体の所在地	寄附金の使途	寄附金税額控除の対象となる期間
令和元年 8 月 1 日	特定非営利活動法人無施肥無農薬栽培調査研究会に対する寄附金	京都市左京区吉田神楽岡町 1 0 6 － 2	当該法人の主たる目的である業務	令和元年 7 月 1 日 ～令和 6 年 6 月 30 日
令和元年 8 月 1 日	特定非営利活動法人 J-Blue Organization に対する寄附金	京都市東山区大和大路通四条下る 四丁目小松町 1 5 3 番地 1 (1 0 5 号)	当該法人の主たる目的である業務	令和元年 6 月 21 日 ～令和 6 年 6 月 20 日
令和元年 8 月 14 日	公益財団法人小倉百人一首文化財団に対する寄附金	京都市右京区嵯峨天龍寺芒ノ馬場 町 1 1	当該法人の主たる目的である業務	平成 31 年 1 月 1 日以後
令和元年 9 月 24 日	特定非営利活動法人手術を受けた子どもの成長支援に対する寄附金	京都市上京区西三本木通荒神口下 る上生洲町 1 9 7 － 1 青蓮会館	当該法人の主たる目的である業務	令和元年 7 月 10 日 ～令和 4 年 7 月 9 日
令和元年 12 月 18 日	公益財団法人京都伝統伎芸振興財団に対する寄附金	京都市東山区祇園町南側 5 7 0 － 2 番地	当該法人の主たる目的である業務	令和元年 10 月 17 日 ～令和 5 年 3 月 31 日
令和元年 12 月 18 日	公益財団法人京都文化交流コンベンションビューローに対する寄附金	京都市下京区四条通室町東入函谷 鉾町 7 8 番地 京都経済センター 3 階	当該法人の主たる目的である業務	令和元年 11 月 26 日以降
令和元年 12 月 18 日	社会福祉法人京都さつき会に対する寄附金	京都市北区大北山原谷乾町 1 2 1 番地 6	当該法人の主たる目的である業務	令和元年 11 月 1 日 ～令和 15 年 3 月 31 日
令和 2 年 1 月 10 日	公益財団法人冷泉家時雨亭文庫に対する寄附金	京都市上京区今出川通烏丸東入玄 武町 5 9 9 番地	当該法人の主たる目的である業務	令和元年 1 月 1 日以後
令和 2 年 3 月 5 日	学校法人永観堂学園に対する寄附金	京都市左京区永観堂町 4 8 番地	当該法人の主たる目的である業務	令和 2 年 2 月 1 日 ～令和 2 年 12 月 31 日
令和 2 年 6 月 18 日	特定非営利活動法人アジア太平洋心臓病学会に対する寄附金	京都市左京区下鴨森本町 1 5 番地 一般財団法人生産開発科学研究所内	当該法人の主たる目的である業務	令和 2 年 5 月 19 日 ～令和 7 年 5 月 18 日

告示年月日	控除対象寄附金	法人又は団体の所在地	寄附金の使途	寄附金税額控除の対象となる期間
令和2年6月22日	公益社団法人京都府視覚障害者協会に対する寄附金	京都市北区紫野花ノ坊町11番地	当該法人の主たる目的である業務	令和2年1月1日以後
令和2年8月18日	公益財団法人京都大学 iPS 細胞研究財団に対する寄附金	京都市左京区聖護院川原町53番地	当該法人の主たる目的である業務	令和2年4月1日以後
令和2年8月19日	特定非営利活動法人新環境都市生活に対する寄附金	京都市下京区東洞院五条上る深草町585-1番地	当該法人の主たる目的である業務	令和2年1月21日 ～令和7年1月20日
令和2年10月22日	認定特定非営利活動法人京都自死・自殺相談センターに対する寄附金	京都市下京区西中筋通花屋町下ル堺町92	当該法人の主たる目的である業務	令和2年4月1日 ～令和7年3月31日
令和2年11月27日	NPO 法人TOMORROW に対する寄附金	京都市左京区新聞之町通二条下る頭町343番地3	当該法人の主たる目的である業務	令和2年11月4日 ～令和5年11月3日
令和2年12月7日	特定非営利活動法人ドネーションシップわかちあいに対する寄附金	京都市東山区東大路松原上る五丁目月見町3番地	当該法人の主たる目的である業務	令和2年11月11日 ～令和7年11月10日
令和3年2月12日	社会福祉法人京都基督教福祉会に対する寄附金	京都市西京区檜原百々ヶ池3	当該法人の主たる目的である業務	令和3年1月1日以後
令和3年2月25日	特定非営利活動法人happiness に対する寄附金	京都市南区唐橋川久保町1番地の20	当該法人の主たる目的である業務	令和3年1月1日 ～令和5年12月24日
令和3年4月8日	社会福祉法人えのき会に対する寄附金	京都市伏見区桃山町山ノ下44番地8	当該法人の主たる目的である業務	令和3年1月1日以後
令和3年7月8日	学校法人大五洋に対する寄附金	京都市北区衣笠衣笠山町12番地	当該法人の主たる目的である業務	令和3年1月1日以後

告示年月日	控除対象寄附金	法人又は団体の所在地	寄附金の使途	寄附金税額控除の対象となる期間
令和３年 ７月 14 日	特定非営利活動法人コミュニティラジオ京都に対する寄附金	京都市北区小山上総町 1 4 大垣書店ビル 4 F	当該法人の主たる目的である業務	令和３年 6 月 17 日 ～令和 6 年 6 月 16 日
令和３年 ８月 31 日	公益財団法人現代美術文化振興財団に対する寄附金	京都市中京区一之船入町 3 7 5 番地	当該法人の主たる目的である業務	令和３年 6 月 1 日以後
令和３年 ９月 30 日	公益財団法人国立京都国際会館に対する寄附金	京都市左京区岩倉大鷲町 4 2 2 番地	当該法人の主たる目的である業務	令和３年 1 月 1 日以後
令和３年 11 月 8 日	認定 NPO 法人セカンドハーベスト京都に対する寄附金	京都市伏見区桃山町丹後 1 8 － 1 5 乃園ビル 3 F	当該法人の主たる目的である業務	令和３年 10 月 25 日 ～令和 8 年 10 月 24 日
令和３年 11 月 9 日	公益財団法人松ヶ崎立正会に対する寄附金	京都市左京区松ヶ崎海尻町 2 番地	当該法人の主たる目的である業務	令和３年 1 月 1 日以後
令和３年 12 月 20 日	公益社団法人京都市観光協会に対する寄附金	京都市中京区河原町通二条下る一之船入町 3 8 4 番地	当該法人の主たる目的である業務	令和３年 1 月 1 日以後
令和 4 年 6 月 9 日	公益財団法人教育振興協会に対する寄附金	兵庫県芦屋市奥池南町 4 6 番 1 号	当該法人の主たる目的である業務	令和 4 年 1 月 1 日以後
令和 4 年 7 月 6 日	公益財団法人京都市環境保全活動推進協会に対する寄附金	京都市伏見区深草池ノ内町 1 3 番地	当該法人の主たる目的である業務	令和 4 年 7 月 1 日以後
令和 4 年 7 月 6 日	公益財団法人信頼資本財団に対する寄附金	京都市上京区室町通丸太町上る大門町 2 5 3 番地	当該法人の主たる目的である業務	令和 4 年 1 月 1 日以後

告示年月日	控除対象寄附金	法人又は団体の所在地	寄附金の使途	寄附金税額控除の対象となる期間
令和4年8月9日	学校法人ノートルダム女学院に対する寄附金	京都市左京区下鴨南野々神町1番地	当該法人の主たる目的である業務	令和4年1月1日以後
令和4年9月5日	特定非営利活動法人手術を受けた子どもの成長支援に対する寄附金	京都市上京区西三本木通荒神口下る上生洲町197-1 青蓮会館	当該法人の主たる目的である業務	令和4年7月10日 ～令和9年7月9日
令和4年9月5日	公益財団法人京都高度技術研究所に対する寄附金	京都市下京区中堂寺南町134番地	当該法人の主たる目的である業務	令和4年1月1日以後
令和4年10月5日	特定非営利活動法人心臓病の子どもを守る京都父母の会に対する寄附金	京都市左京区下鴨下川原町30番地	当該法人の主たる目的である業務	令和4年8月30日 ～令和9年8月29日
令和4年11月10日	公益財団法人京都SKYセンターに対する寄附金	京都市中京区竹屋町通烏丸東入る清水町375番地	当該法人の主たる目的である業務	令和4年1月1日以後
令和4年11月28日	社会福祉法人フジの会に対する寄附金	京都市伏見区深草泓ノ壺町37番地の1	当該法人の主たる目的である業務	令和4年1月1日以後
令和4年12月19日	学校法人聖母女学院に対する寄附金	京都市伏見区深草田谷町1番地	当該法人の主たる目的である業務	令和4年1月1日以後
令和5年2月8日	学校法人京都文教学園に対する寄附金	京都市左京区岡崎円勝寺町5番地	当該法人の主たる目的である業務	令和5年1月1日以後
令和5年7月28日	特定非営利活動法人上賀茂神経リハビリテーション教育研究センターに対する寄附金	京都市北区上賀茂西河原町1番地の1	当該法人の主たる目的である業務	令和5年5月1日 ～令和10年4月30日
令和5年8月4日	公益財団法人中信育英会に対する寄附金	京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町91番地 京都中央信用金庫内	当該法人の主たる目的である業務	令和5年1月1日以後

告示年月日	控除対象寄附金	法人又は団体の所在地	寄附金の使途	寄附金税額控除の対象となる期間
令和5年8月4日	公益財団法人中信美術奨励基金に対する寄附金	京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町91番地 京都中央信用金庫内	当該法人の主たる目的である業務	令和5年1月1日以後
令和5年8月16日	NPO法人下鴨学区自治連合会に対する寄附金	京都市左京区下鴨泉川町50番地	当該法人の主たる目的である業務	令和5年7月19日 ～令和8年7月18日
令和5年9月22日	独立行政法人国立文化財機構に対する寄附金	東京都台東区上野公園13番9号 【京都市内の事務所所在地】 京都市東山区茶屋町527番地 (京都国立博物館)	当該法人の主たる目的である業務 (京都市の区域外における業務を除く。)	令和5年1月1日以後
令和5年10月27日	学校法人復活学園に対する寄附金	京都市北区紫野西御所田町63番地	当該法人の主たる目的である業務	令和5年9月1日 ～令和10年8月31日
令和5年11月16日	公益財団法人京都伝統伎芸振興財団に対する寄附金	京都市東山区祇園町南側570-2番地	当該法人の主たる目的である業務	令和5年4月1日以後
令和5年12月27日	NPO法人TOMORROWに対する寄附金	京都市左京区新聞之町通二条下る頭町343番地3	当該法人の主たる目的である業務	令和5年11月4日 ～令和10年11月3日
令和6年1月10日	特定非営利活動法人happinessに対する寄附金	京都市南区唐橋赤金町62番40	当該法人の主たる目的である業務	令和5年12月25日 ～令和10年12月24日
令和6年1月10日	特定非営利活動法人環境市民に対する寄附金	京都市中京区麩屋町通二条下る尾張町225番地 第二ふや町ビル206号室	当該法人の主たる目的である業務	令和5年10月4日 ～令和10年10月3日
令和6年3月13日	学校法人燈影学園に対する寄附金	京都市山科区四ノ宮柳山町29番地13	当該法人の主たる目的である業務	令和6年1月24日 ～令和11年1月23日
令和6年5月22日	社会福祉法人大五京に対する寄附金	京都市北区衣笠衣笠山町10番地	当該法人の主たる目的である業務	令和6年1月1日以後

告示年月日	控除対象寄附金	法人又は団体の所在地	寄附金の使途	寄附金税額控除の対象となる期間
令和6年5月22日	特定非営利活動法人天然薬用資源開発機構に対する寄附金	京都市上京区樺木町通黒門東入中御門横町574番地1 ファルマフードビル	当該法人の主たる目的である業務	令和6年4月1日 ～令和11年3月31日
令和6年7月10日	特定非営利活動法人コミュニティラジオ京都に対する寄附金	京都市北区小山上総町14大垣書店ビル4F	当該法人の主たる目的である業務	令和6年6月17日 ～令和11年6月16日
令和6年7月23日	特定非営利活動法人無施肥無農薬栽培調査研究会に対する寄附金	京都市左京区吉田神楽岡町106-2	当該法人の主たる目的である業務	令和6年7月1日 ～令和11年6月30日
令和6年7月26日	公益財団法人H L A研究所に対する寄附金	京都市下京区中堂寺南町134 京都リサーチパーク1号館2階	当該法人の主たる目的である業務	令和6年1月1日以後
令和6年9月13日	公益社団法人京都府産業資源循環協会に対する寄附金	京都市南区東九条中御霊町53番地の4	当該法人の主たる目的である業務	令和6年1月1日以後
令和6年11月21日	社会福祉法人こころの家族に対する寄附金	大阪府堺市南区檜尾3360番地の12	当該法人の主たる目的である業務 (京都市の区域外における業務を除く。)	令和6年1月1日以後
		【京都市内の事務所所在地】 京都市南区東九条南松ノ木町47番地		
令和6年11月21日	特定非営利活動法人S E E D きょうとに対する寄附金	京都市下京区七条通猪熊東入西八百屋町136番地ランドビル2階	当該法人の主たる目的である業務	令和6年6月15日 ～令和11年6月14日
令和6年12月12日	特定非営利活動法人フードバンク京都に対する寄附金	京都市西京区榎原平田町14番地31	当該法人の主たる目的である業務	令和6年11月27日 ～令和11年11月26日

告示年月日	控除対象寄附金	法人又は団体の所在地	寄附金の使途	寄附金税額控除の 対象となる期間
令和6年12月27日	公益財団法人福田美術振興財団に対する寄附金	京都市右京区西院東貝川町31番地	当該法人の主たる目的である業務	令和6年10月1日以後
令和7年3月10日	社会福祉法人京都保育センターに対する寄附金	京都市北区大將軍坂田町8番地1	当該法人の主たる目的である業務	令和7年1月25日 ～令和17年12月31日
令和7年5月12日	公益財団法人ワールドマスターズゲームズ2021関西組織委員会に対する寄附金	大阪市北区中之島六丁目2番27号中之島センタービル23階	当該法人の主たる目的である業務	令和7年1月1日 ～令和9年12月31日
令和7年7月3日	認定特定非営利活動法人京都自死・自殺相談センターに対する寄附金	京都市下京区西中筋通花屋町下ル堺町92	当該法人の主たる目的である業務	令和7年4月1日 ～令和12年3月31日
令和7年9月4日	社会福祉法人京都ワークハウスに対する寄附金	京都市上京区黒門通下長者町上る南小大門町563番地	当該法人の主たる目的である業務	令和7年1月1日以後